

令和 2 年第 1 回臨時市議会議案
条例新旧対照表

報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）	
	市税条例の一部改正（第 1 条関係）	1
	市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第 2 条関係）	1 4
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第 5 条関係）	1 5
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第 6 条関係）	1 7
	市税条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第 7 条関係）	1 8
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第 8 条関係）	1 9
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（附則第 9 条関係）	2 3
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）	
	市税条例の一部改正	2 5
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市国民健康保険条例の一部改正）	
	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正	2 6
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）	
	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	2 9
議案第 2 7 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案	3 0
議案第 2 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案	3 1

報告第1号

専決処分承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第77条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第63条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(現所有者の申告)</p>	<p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第77条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第63条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p>第77条の3 <u>現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p><u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第78条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第77条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（たばこ税の課税免除）</p> <p>第94条 （略）</p> <p><u>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第96条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（たばこ税の申告納付の手續）</p>	<p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第78条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第77条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（たばこ税の課税免除）</p> <p>第94条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（たばこ税の申告納付の手續）</p>

改正後	改正前
<p>第96条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第94条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>第96条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第94条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
2～5（略）	2～5（略）
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p style="text-align: center;">（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p style="text-align: center;">（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>
<p>第3条の3 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第3条の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>第4条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第4条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条及び第15条の3の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条</u>及び第15条の3の2」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>2</u> 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>10</u> 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>11</u> 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条及び第15条の3の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条</u>及び第15条の3の2」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>2</u> 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>10</u> 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>11</u> 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p><u>12</u> 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第6条の5 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15</p>	<p>第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第6条の5 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15</p>

改正後	改正前
<p>条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第6条の7 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額</p>	<p>15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第6条の7 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額</p>

改正後	改正前
<p>は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6条の9 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の</p>	<p>第6条の9 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の</p>

改正後	改正前
<p>課税の特例)</p> <p>第12条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税につ</p>	<p>課税の特例)</p> <p>第12条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税につ</p>

改正後	改正前
<p>いては、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係</p>	<p>ついては、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係</p>

改正後	改正前
<p>る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、新法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条の3 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の</p>	<p>係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、新法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条の3 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の</p>

改正後	改正前
<p>額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
(略)	(略)
<p>第18条の6 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>第18条の6 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない</p>	<p>第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満た</p>

改正後	改正前
<p>場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第19条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>ない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第19条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

○市税条例の一部を改正する条例（令和元年藤井寺市条例第3号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第2条 市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 削除</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	<p>第2条 市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 第2条中市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）新旧対照表

（附則第5条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、市税条例第93条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 （略）</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、市税条例第93条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 （略）</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p>

改正後			改正前		
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略			略		

○市税条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第22号）新旧対照表

（附則第6条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例27号）附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定（「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則2条の2及び第3条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第3条において「<u>元年新条例</u>」という。）第22条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例27号）附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定（「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則2条の2及び第3条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第3条において「<u>31年新条例</u>」という。）第22条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

○市税条例の一部を改正する条例（平成29年藤井寺市条例第13号）新旧対照表

（附則第7条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3） 附則第5条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3） 附則第5条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第17号）新旧対照表

（附則第8条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中市税条例第93条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第3条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中市税条例第93条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第3条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の</p>

改正後	改正前
<p>規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」とあるのは、「第96条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」とあるのは、「第96条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>5 <u>2年新条例</u>第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売</p>	<p>5 <u>32年新条例</u>第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売</p>

改正後	改正前
<p>者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p> <p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	改正前
<div data-bbox="114 225 1086 268" data-label="Section-Header"> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p data-bbox="114 293 1099 676">5 <u>3年</u>新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<div data-bbox="1131 225 2105 268" data-label="Section-Header"> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p data-bbox="1131 293 2116 676">5 <u>33年</u>新条例第97条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成31年藤井寺市条例第9号）新旧対照表

（附則第9条関係）

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中市税条例第23条の2の改正規定並びに同条附則第4条の4、第5条及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第23条の2並びに附則第4条の4及び第5条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条の2第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中市税条例第23条の2の改正規定並びに同条附則第4条の4、第5条及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、<u>同年6月1日</u>から施行する。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第23条の2並びに附則第4条の4及び第5条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第23条の2第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第23条の2 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第23条の2 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第5条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	附則第5条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は市税条例の一部を改正する条例（平成31年藤井寺市条例第1号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定による改正前の市税条例附則第5条第3項の規定		送付	送付又は市税条例の一部を改正する条例（平成31年藤井寺市条例第1号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定による改正前の市税条例附則第5条第3項の規定

改正後			改正前		
		による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付			による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付
<p>4 略</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>			<p>4 略</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>		

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="185 512 266 544">附 則</p> <p data-bbox="152 571 904 603"><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p data-bbox="109 612 1104 683"><u>第20条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p data-bbox="1205 512 1285 544">附 則</p>

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市国民健康保険条例の一部改正）

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（公的年金等所得に係る保険料の減額武課の特例）</p> <p>第2条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（公的年金等所得に係る保険料の減額武課の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した</p>

改正後	改正前
<p>算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（平成22年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p>第4条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>第5条 <u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p>第6条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症</u></p>	<p>割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（平成22年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p>4 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>	

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

○藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8） 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>（9）</u>（略）</p>	<p>（本市において行う事務）</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8）</u>（略）</p>

議案第27号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="185 512 264 544">附 則</p> <p data-bbox="118 571 271 603">1～8 （略）</p> <p data-bbox="152 611 405 643"><u>（期末手当の特例措置）</u></p> <p data-bbox="118 651 1106 759">9 <u>令和2年6月に市長に対して支給する期末手当に関する第3条第4項の規定の適用については、同項中「100分の197.5」とあるのは「100分の123.45」とする。</u></p>	<p data-bbox="1205 512 1283 544">附 則</p> <p data-bbox="1135 571 1288 603">1～8 （略）</p>

議案第28号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○職員の特種勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略) <u>(防疫作業従事手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

